

日医発第 1545 号（保険）
令和 4 年 11 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

令和 4 年 10 月 28 日付け保医発 1028 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長通知（以下、「本通知」という）をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部が改正され、令和 4 年 10 月 28 日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和 4 年 10 月 28 日付け保医発 1028 第 2 号）の別紙 1 ページに掲載されている医療機器が区分 A3 として保険適用されたことによるものです（令和 4 年 11 月 4 日付け日医発第 1544 号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会雑誌 1 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（令和 4 年 10 月 28 日付け 保医発 1028 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用された医療機器
（日本医師会医療保険課）

添付資料1

保医発 1028 第 3 号
令和 4 年 10 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 4 年 10 月 28 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部改正について

別添

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第9部J034-2(2)の次に次を加える。
 - (3) 経胃の栄養摂取が必要な患者に対して在宅などX線装置が活用できない環境下において、経鼻栄養・薬剤投与用チューブの挿入に際して、ファイバー光源の活用によりチューブの先端が胃内にあることを確認する場合にも算定できる。なお、医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(別添参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発 0304 第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第8部 (略) 第9部 処置 ＜通則＞ (略) ＜処置料＞ J000～034 (略) J034-2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術 (1)～(2) (略) (3) <u>経胃の栄養摂取が必要な患者に対して在宅などX線装置が活用できない環境下において、経鼻栄養・薬剤投与用チューブの挿入に際して、ファイバー光源の活用によりチューブの先端が胃内にあることを確認する場合にも算定できる。なお、医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> (4) EDチューブを用いて経管栄養を行う場合には、区分番号「J120」鼻腔栄養(1日につき)の所定点数により算定する。 (5) 経鼻薬剤投与を行う場合は、レボドパ・カルビドパ水</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第8部 (略) 第9部 処置 ＜通則＞ (略) ＜処置料＞ J000～034 (略) J034-2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術 (1)～(2) (略) (新設) (3) EDチューブを用いて経管栄養を行う場合には、区分番号「J120」鼻腔栄養(1日につき)の所定点数により算定する。 (4) 経鼻薬剤投与を行う場合は、レボドパ・カルビドパ水</p>

和物製剤を投与する目的の場合に限り算定する。なお、
この場合の画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の
算定日に限り算定する。

J 0 3 4 - 3 ~ 2 0 1 (略)

第 10 部 (略)

第 3 章 (略)

別添 2 (略)

和物製剤を投与する目的の場合に限り算定する。なお、
この場合の画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の
算定日に限り算定する。

J 0 3 4 - 3 ~ 2 0 1 (略)

第 10 部 (略)

第 3 章 (略)

別添 2 (略)

新たに保険適用された医療機器
(令和4年10月28日適用)

1. 一時的使用胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
【販売名】タムガイドファイバー

〔決定区分〕

区分 A3 (既存技術・変更あり)

〔対応する診療報酬項目〕

J034-2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術

〔主な使用目的〕

本品は、食道及び胃に留置し、栄養投与目的に使用されるチューブあるいは胃内減圧・胃液採取・薬剤注入・洗浄又は胃内異物除去等を目的に使用されるチューブとともに一時的に挿入し、光源装置に接続することにより、体外から目視でその先端位置が確認可能なガイドファイバーである。

< 関連する通知の改正 >

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日 保医発 0304 第1号)の一部改正について(令和4年10月28日 保医発 1028 第3号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添1の第2章特掲診療料 第9部処置を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改正後	改正前
J034-2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術 (1)～(2) (略) (3) <u>経胃の栄養摂取が必要な患者に対して在宅などX線装置が活用できない環境下において、経鼻栄養・薬剤投与用チューブの挿入に際して、ファイバー光源の活用によりチューブの先端が胃内にあることを確認する場合にも算定できる。なお、医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>(4) EDチューブを用いて経管栄養を行う場合には、区分番号「J120」鼻腔栄養(1日につき)の所定点数により算定する。</u> <u>(5) 経鼻薬剤投与を行う場合は、レボドパ・カルビドパ水和物製剤を投与する目的の場合に限り算定する。なお、この場合の画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の算定日に限り算定する。</u>	J034-2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術 (1)～(2) (略) (新設) <u>(3) EDチューブを用いて経管栄養を行う場合には、区分番号「J120」鼻腔栄養(1日につき)の所定点数により算定する。</u> <u>(4) 経鼻薬剤投与を行う場合は、レボドパ・カルビドパ水和物製剤を投与する目的の場合に限り算定する。なお、この場合の画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の算定日に限り算定する。</u>

(日本医師会医療保険課)